

電波監理審議会 有効利用評価部会（第46回） 議事録

1 日時

令和7年5月15日（木）10：00～12：05

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

西村 暢史（部会長）、笹瀬 巖（部会長代理）

(2) 電波監理審議会特別委員

池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀、若林 亜理砂

(3) 総務省

（総合通信基盤局）

荻原 直彦（電波部長）

中村 裕治（電波部電波政策課長）

伊藤 健（電波部電波政策課課長補佐）

手塚 紗衣（電波部電波政策課周波数調整官）

(4) 事務局

吉田 恭子（総合通信基盤局総務課長）

柏崎 幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

目 次

1. 開	会	1
2. 議	事		
	(1)	有効利用評価方針の改定（案）に対する意見募集の結果.....	2
	(2)	令和6年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz以下の周波数帯）の調査結果のうち周波数区分ごとの調査に関する評価結果（案）.....	6
	(3)	令和6年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果に関する評価結果(案).....	27
	(4)	令和6年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz以下の周波数帯）の調査結果のうち総合通信局ごとの調査結果.....	37
3. 閉	会	46

開 会

○西村部会長 皆様、おはようございます。それでは、ただいまから電波監理審議会有効利用評価部会第46回会合を開催いたします。皆様お忙しいところお集まりくださり、ありがとうございます。本日部会もウェブによる開催とさせていただきます。

本日の有効利用評価部会につきましては、電波監理審議会委員の笹瀬会長と私、兩名が出席しております、電波監理審議会令第3条に基づく定足数を満たしております。

なお、本日は電波監理審議会・親会からの傍聴予定はございません。

まず、本日の資料及び議事録の取扱いにつきまして、公共業務用無線局においては、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持等に支障を及ぼすおそれがある非公表情報を含んでおります。本日の資料のうち、資料46-3につきましては非公表情報が含まれております。このため、本日の議事録及び資料につきましては、後日、事務局におきまして非公表情報を特定いただきまして、構成員の皆様にも確認を行った上で、評価後に公表することといたしますので、御承知おきいただければと存じます。事務局よろしく願いいたします。

○柏崎幹事 承知いたしました。

○西村部会長 それでは、続けまして、本日は議事が4つございます。

1つ目は、有効利用評価方針の改定（案）に対する意見募集の結果でございます。2つ目は、前回の部会におきまして、総務省から報告がありました各種無線システム・714MHz以下の周波数帯の調査結果のうち、周波数区分ごとの調査に関する評価結果（案）、3つ目は、同じく前回の部会におきまして、総務省から報告がありました公共業務用無線局の調査結果に関する評価結果（案）

でございます。最後、4つ目は総務省から令和6年度各種無線システム・714MHz以下の周波数帯の調査結果のうち、総合通信局ごとの調査結果を報告いただくことになっております。

議 事

(1) 有効利用評価方針の改定（案）に対する意見募集の結果

○西村部会長 それでは、議事の1番目、有効利用評価方針の改定（案）に対する意見募集の結果につきまして、事務局より御説明をよろしく願いいたします。

○柏崎幹事 承知いたしました。事務局でございます。

それでは、資料46-1-1により有効利用評価方針の改定（案）に関する意見募集結果を御説明いたします。今回の改定（案）は、新たに割り当てられた4.9GHz帯に関する評価方針と、3G移行計画に関する評価方針の2つの内容を反映するものとなっております。

意見募集の結果、携帯電話等事業者5者から意見提出がございました。資料の表の左端に番号を振ってございますので、その順に御説明いたします。

まず、全般的な意見といたしまして、No. 1はドコモ社から、開設計画の認定満了後は、各社の事業戦略、ニーズに応じた展開、社会課題の取組等に応じて基準を適宜御検討いただきたいとの御意見です。これに対する電波監理審議会の考え方（案）といたしまして、適時適切に検討を行うとしてございます。

No. 2、こちらはKDDI社、UQ社から調査項目の見直しや調査期間の確保に関する御意見でございますが、調査については、総務省が主体となるものですので、考え方（案）には「総務省において今後の参考としていただきました

い」としてございます。

続きまして、N o . 3 はソフトバンク社、W C P 社から、前段には基準の見直しは有意義ということと、後段には、この後の個別の意見に関する総論が述べられております。前段につきましては、賛同の御意見として承るということと、後段は、この後の個別の意見への考え方を御参照いただきたいとしてございます。

N o . 4 はソフトバンク社、W C P 社からです。3 G 移行計画に係る評価方針（案）に関しまして、過去の考え方に沿った基準となっているという御意見で、これに対して、賛同意見として承るとしております。

N o . 5 はソフトバンク社、W C P 社から、前段にはミリ波帯の基地局の数に係る評価基準に関して、相対評価とはせず、可能な限り合理的なものとするのが望ましいということと、後段には、周波数オークションに関して基準の見直しが必要という御意見でございます。これに対し、ミリ波基地局数の絶対評価に基づく適切な基準の設定は困難と考えられ、各社間の競争促進も期待し、相対評価が適切と考えられるということ。また、後段につきましては、オークションの制度やサービスの状況を踏まえて検討することが適切ということで記載してございます。

続きまして、N o . 6 でございますが、ドコモ社から今回の3 G 移行計画に係る面積カバー率の評価に関しまして、D 評価を設定することは、面積ではないニーズに合わせた事業展開へ柔軟に対応できなくなるおそれがあるとの御意見でございます。これに対する考え方（案）といたしましては、今回、設定いたします3 G 移行計画に係る評価方針は、現行の基準の適用ではなく、例外的に各社の移行計画に基づく評価としてございますので、最低限、達成すべき目標として正当な理由もなく計画値を満たさない場合はD 評価とすることが適当ということで、原案どおりとすることが適当と考えるとしてございます。なお

書きといたしまして、移行計画はニーズを踏まえて設定されるものといったことなどを付記してございます。

続きまして、N o. 7、ソフトバンク社とW C P社からでございますが、前段には面積カバー率に関しまして、相対評価ではなく、可能な限り合理的なものとするのが望ましいということと、後段には周波数特性の近い、ほかの周波数帯における評価の考慮を希望するという御意見でございます。これに対しまして、前段の相対評価の関係はN o. 5と同様の考え方をお示ししております。後段については、今後の参考としてございます。

続きまして、N o. 8、U Q社から通信量につきまして、K D D Iグループ全体でのトラフィック増減が生じ得るため、それを考慮いただきたいという御意見でございます。これに対する考え方（案）につきましては、調査結果の報告に基づき、いただいた御意見や利用実態等を踏まえて適時適切に検討を行ってまいるとしてございます。

続いて、N o. 9、ソフトバンク社、W C P社から通信量につきまして、N R化のような世代交代のタイミングでは、トラフィックが減少する周波数帯も出てくるのが想定され、その場合、評価において要因記載や注釈の記載などを求める御意見となっております。これに対する考え方（案）としまして、現行の基準では帯域ごとに前年度の実績をベースとした基準を設けておりますので、こちらも適時適切に検討を行ってまいるとしてございます。

最後、N o. 10はソフトバンク社、W C P社から、4.9GHz帯に係る評価方針（案）に関しまして、こちらも先ほどの3G移行計画と同様に、過去の考え方に沿った基準となっているという御意見で、これに対して、賛同意見として承るとして考え方（案）をお示ししてございます。

なお、今回、改定箇所とは関係ございませんが、例えば「周波数帯」と規定するところの「帯」の字が欠落している箇所がございまして、内容変更を伴わ

ない形式的な修正を追加してございます。

以上、提出された御意見及び審議会の考え方（案）につきましての御説明でございました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西村部会長 どうも御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。恐縮ですが、順番にお伺いしたいと思います。笹瀬部会長代理、よろしくお願
いいたします。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。適切に記載されていると思います
ので、これでよいと思います。以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。池永特別委員、よろしくお願
いいたします。

○池永特別委員 御説明ありがとうございました。私もこれで問題ないと思
います。ありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございます。石山特別委員、よろしくお願
いいたします。

○石山特別委員 私も適切な対応になっていると思いますので、特に問題ない
と思います。

○西村部会長 ありがとうございます。眞田特別委員、よろしくお願
いいたします。

○眞田特別委員 御説明ありがとうございます。私も適切に回答されていると
思いますので、これで問題ないと思います。

○西村部会長 ありがとうございます。中野特別委員、よろしくお願
いいたします。

○中野特別委員 中野です。御説明どうもありがとうございます。私も適切な
内容で、これで問題ないと思います。

○西村部会長 ありがとうございます。若林特別委員、よろしく願いいたします。

○若林特別委員 御説明どうもありがとうございました。私も全体として適切な内容になっていると思います。特に6番のドコモ社の御意見に対する回答として、原案どおりが適切ということに加えて、実際にそういう状況が生じてしまった場合にはヒアリングで対応ということを、なお書きで添えた点は、丁寧でよろしいかなと思いました。

以上です。ありがとうございました。

○西村部会長 御指摘ありがとうございます。先生方、御意見どうもありがとうございました。おおむね事務局案のとおりで御賛同いただいたところかと存じますが、もし追加で修正等の御意見等ございましたら、事務局までメールにてお送りいただければと存じます。

それでは、5月26日開催予定の電波監理審議会におきまして、当部会から有効利用評価方針改定（案）の意見募集の結果について報告を行いたいと思っております。

電波監理審議会への報告に当たっては、最終的には部会長の私に御一任いただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

御一任いただいたものとして進めさせていただければと存じます。どうもありがとうございました。

（2）令和6年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz以下の周波数帯）の調査結果のうち周波数区分ごとの調査に関する評価結果（案）

○西村部会長 続きまして、議事の2、令和6年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz以下の周波数帯）の調査結果のうち周波数区分ご

との調査に関する評価結果（案）につきまして、事務局より御説明をお願いしたいと思います。

○柏崎幹事 承知いたしました。事務局でございます。こちら、周波数区分ごとの評価結果案ということで、資料の40ページを御覧いただきたいと思えます。

今回、3区分ございますが、まずは、50MHz以下の周波数区分に関する評価ということで、40ページから41ページにかけて、この周波数帯の概況をお示ししてございます。こちらは海上通信、あるいは航空通信、AMラジオや短波ラジオなど、古くから利用されているシステムが多く、端的に申し上げますとあまり変化が少ない帯域となっております。

ページを進みまして、44ページでございます。こちらに2年前の前回調査時からの無線局数の増減をお示ししておりますが、アマチュア無線の28MHz帯、あるいはHF帯、こういったところが1万局ほど減少してございます。

続きまして、45ページのウでございますが、こちら、前回の評価におきまして、AMラジオの無線局はFMラジオへの転換等に伴い、局数が減少する可能性がある」と記載してございます。今回の調査におきまして、中継局が3局減少しておりますが、FM転換とは関係なく、放送事業者3者が共同で建設した中継局の周辺におきまして、電線の地中化が大幅に進んだということで通信環境が改善され、役割を終えたことによる廃止でございました。ただし、現在、特例の休止を適用して、休止して検証しております34局がございまして、これは、休止中の影響の検証結果に基づき、廃止することが想定されるということで、現状をアップデートして記載させていただきました。

続きまして、赤枠で囲っております、オの新たなシステムに関する需要動向ですが、海上通信分野において、デジタル航海データシステム、NAV DATほか新たなシステムの導入、また、短波帯でのデジタル通信の導入に向け、総

務省において検討が進められております。

続きまして、46ページから本周波数帯の区分の評価でございます。簡潔に申し上げます。本周波数区分は波長が長く長距離伝送が可能で、古くから船舶や航空機、放送に使われており、需要が大きく増減する可能性は低いものの、一定の需要が存在する周波数となります。電波の特性やその使い方から、国際条約に基づいた利用が求められますので、国際的な調和の観点が重要となります。

本周波数区分における無線局数は、前回調査から約2万局減少しておりますが、その大きな割合を占めるのがアマチュア無線となっております。調査結果のとおり、アマチュア無線以外では変化の少ない帯域ではありますが、海上通信分野における新たなシステムや短波帯の国際通信のデジタル方式の導入といった新たな需要に対しまして、総務省や情報通信審議会において、導入に向けた検討が進められているなど、アクションプランに記載されている取組がおおむね着実に遂行されていることを確認できました。

「以上より」というところでございますが、ITUやIMOといった国際的な状況を踏まえた新たな海上通信システムの導入に向けた取組や、他国の状況を踏まえた短波帯デジタル通信の導入に向けた取組が進められているなど、国際的な調和や共用を前提として、電波の有効利用が一定程度行われていると記載してございます。

最後ですが、更なる電波利用の促進に向けた提言といたしまして、電波利用のメリットは、通信速度のみではございませんので、様々な周波数帯において、新たなニーズに対応が取れるよう、国内外の動向やニーズを注視していくことが望ましいと記載してございます。

以上が50MHz以下の周波数区分でございました。

続きまして、2つめの区分でございますが、48ページから50MHz超

2 2 2 MHz 以下の周波数区分の評価となります。

4 9 ページ目にかきまして、周波数の割当状況をお示ししてございまして、紫の FM ラジオであったり、あるいは、濃い水色や薄い水色がございまして、無線航行システム、航空交通管制、また、黄色のところは防災無線などがございまして、あとは赤色のところが公共ブロードバンドシステムに使用されております。紫の隣、右側となりますが、こちらが利活用について検討がなされております V-L o w 帯域です。また、赤いところの隣側、こちらも利活用が検討されております、V-H i g h 帯域となっております。

ページが少し飛びまして、5 5 ページでございまして。5 5 ページに赤枠で囲ってございまして、無線局数の増減でございまして。こちらアマチュア無線が大きく減少してございまして。一方で、表の真ん中には、デジタル簡易無線(1 5 0 MHz 帯)、あるいは表の一番下、デジタル列車無線(1 5 0 MHz 帯)、この辺は増加してございまして。

続きまして、6 0 ページになります。こちらのイに周波数共用、移行、デジタル化に向けた対応の状況としまして、イの下でございまして、周波数再編アクションプランにおいて求められている取組は、「以下の周波数移行に係る 2 つの取組及び利用状況調査に係る 2 つの取組である」と記載してございまして。こちら、修正が反映できておりませんでして、「周波数移行に係る 2 つの取組」はアクションプランの対象でございまして、後ろの「利用状況調査に係る 2 つの取組」は、公共業務用無線局のうち国の無線局がアクションプランの対象であり、これから御説明いたします、自治体の公共業務用無線局は対象外であったということで、この点、次回までに修正させていただきたいと存じます。

では、早速、①といたしまして、市町村防災行政無線(6 0 MHz 帯(同報系))でございまして、アクションプランにおいては、デジタル方式への早期移行を推進、また、令和 6 年度調査において課題等の把握に取り組むこととされ

ております。今回の調査の結果、アンサーバックなしではアナログ方式が329局減少、デジタル方式が164局増加、また、赤枠がついてごさいませんが、アンサーバック付きについては、アナログ方式が1,517局減少、デジタル方式が552局増加となっております。また、今後、3年間の増減予定については、増加予定は5%未満である一方で、減少、廃止予定はアンサーバックなしでは約16%、アンサーバック付きでは約36%と、今後もアナログ方式は減少が予想されます。減少、廃止の理由につきましては、他の電波利用システムへの移行・代替予定が約半数、また、有線（光ファイバー等）への代替予定、これが大体1割程度ということで、デジタル方式等への移行・代替、こういったものがおおむね進められていると考えられます。デジタル方式の導入予定がない、または対応時期が未定の理由につきましては、コストが課題との回答が半数を占めてございました。

続きまして、62ページでございますが、市町村防災行政無線（150MHz帯）になりまして、アクションプランにおきまして、移行状況の定期的な確認、適切なシステムへの移行を推進とされてございます。こちらの62ページの表を見ますと、固定局を除き、アナログ方式のほかにデジタル方式も減少しております。

63ページでございますが、今後3年間の無線局数の増減予定は、基地局では2割程度が減少・廃止予定となっております。その理由としましては、他の電波利用システムへの移行・代替、また、有線への代替を合わせますと7割近くの免許人がデジタル方式、または他システムへの移行・代替予定があるということになります。また、廃止・減少予定の場合の代替先の無線システムにつきましては、携帯電話（IP無線等）が約6割とトップで、続いてデジタル簡易無線、市町村防災行政無線のデジタル方式と続いてございます。また、移行・代替の可能性については、固定局ではございませんが、基地局等におきま

しては、デジタル方式が最多で、ほかに携帯電話、様々挙げられてございます。
デジタル方式への導入に対する課題は、おおむね3割から5割程度が、コストが課題という回答でございました。

続きまして、このページの③、防災相互波（150MHz帯）でござい
ますが、65ページ真ん中の赤枠で記載してございますが、このシステムの固有の
傾向といたしまして、移行・代替における課題として、他の相手方との調整が
必要という回答の割合がほかのシステムよりも高く出ていることがうかがえま
した。

また、下の④の公共業務用テレメータ（60MHz帯）につきましては、増
減の予定なしが8割、減少予定と増加予定がそれぞれ1割程度であり、今後も
状況の注視が求められると考えてございます。

続きまして、こちら66ページのウでござい
ますが、前回の評価におきまし
て、航空無線の狭帯域化に向けたチャンネルプランの検討を着実に進めていくこ
とが必要と記載してございました。令和6年度の周波数再編アクションプラン
では、大阪・関西万博の空飛ぶクルマへの割当てということが言及されてお
りましたので、状況を確認しましたところ、今年の4月時点ではまだ申請はない
ということでした。

続きまして、67ページ、オの新たな電波利用システムに関する需要の動向
でござい
ますが、V-Low帯域では、AMラジオのFM転換に伴うFMラジ
オ放送用の周波数の拡大、また、V-High帯域では、公共ブロードバンド
移動通信システムの周波数拡張や狭帯域IoT通信システムの導入といったニ
ーズがござい
まして、いずれも導入に向けた取組がなされている状況でござ
います。

続きまして70ページに、この周波数区分の評価がござ
います。こちらも要
点のみ御説明いたしますと、4段落目からでござ
います。市町村防災行政無

線（60MHz帯（固定局））については、アクションプランに基づき、デジタル方式への移行が進められ、また、今回の調査により、状況や課題が把握されました。市町村防災行政無線（150MHz帯）につきましては、今回の調査により、移行・代替の予定や傾向が把握されまして、重点調査の都道府県防災行政無線と同様の傾向が把握されました。

以上より、アクションプラン記載の各システムの利用状況や課題の把握、また、新たな需要に応じるためのV-Low、V-High帯域の検討といったアクションプランの記載に基づく取組がおおむね着実に実行されていることが確認できました。

ページがまたがるところでございますが、60MHz帯の市町村防災行政無線の同報、150MHz帯の簡易無線や列車無線などにおいてデジタル化の進展が見られることに加えまして、150MHz帯の市町村防災行政無線の移行・代替の状況、また、V-Low、V-High帯域の利活用に向けた取組が着実に実施されていることなどから、本周波数区分は電波の有効利用が一定程度行われているとしてございます。

最後、更なる電波の有効利用の促進に向けての提言といたしまして、新たな無線システムにおいて、電波が有効利用されるためには対応機器の普及が不可欠であり、ニーズやユースケースの把握はもちろん、無線機器のコストも重要な要素であり、規格の策定に当たっては、コスト見合いなども考慮した検討を期待としてございます。

以上が、2番目の周波数区分の評価でございました。

続きまして、72ページから222MHz超714MHz以下として、3番目の周波数区分の評価となっております。

72ページから73ページにかけまして、周波数区分の概要をお示ししておりますが、黄色部分は様々な業務用無線で利用されておりますほか、430M

H z 帯、黒いところはアマチュア無線、また、470MHz帯から上は、紫の地デジ、また、重なりまして特定ラジオマイクが使用してございます。

続きまして、無線局数の増減でございますが、少しページが飛びまして、79ページでございます。こちら減少傾向でございますが、まず、アナログ方式の400MHz帯、あるいは350MHz帯の簡易無線、これが非常に大きく減少しておりまして、一方で、表の上の2つでございますデジタル方式の350MHz帯と460MHz帯の簡易無線、こちらは大きく増加してございます。また、アマチュア無線あるいはタクシーデジタル無線、こういったものも大きく減少してございます。

続きまして、83ページの一番上のイでございますが、こちら先ほど修正の御説明をさせていただきましたが、こちら同様に、自治体の公共業務用無線局を含めて記載しておりましたため、後ほど修正させていただきたいと思えます。具体的には、今記載してございますのが、「以下の『周波数移行』に係る3取組、『利用状況等に係る調査』に係る3取組及び『周波数の共用』に係る取組である」とございますが、真ん中の「『利用状況等の調査』に係る3取組」につきましては、自治体の無線局についてはアクションプラン記載の取組の対象外ということで、修正させていただきたいと思えます。

では、①でございますが、市町村防災行政無線（400MHz帯）の無線局数の増減のほか、84ページから85ページにかけまして、移行・代替の予定等を記載してございます。こちらは先ほどの150MHz帯と基本的に同様の傾向、さらに言えば、都道府県防災行政無線とも同様の傾向にございますので、割愛させていただきたいと思えます。

ページ飛びまして、85ページ目の下側に②といたしまして、タクシー無線（400MHz帯）について、アナログ方式は調査時点で3免許人となっております。こちらの表を御覧いただきますと、アナログ方式も減ってございま

すが、表の下半分にあるデジタル方式も大きく減少していることがお分かりになるかと思えます。また、今後につきましても、アナログの3免許人のうち、2者につきましてもは全て無線局を廃止予定で、また、その移行・代替先としましては、携帯電話（IP無線等）となつてございます。

続きまして、同じページの86ページ目の真ん中、③地域振興用MCA（400MHz帯）の無線局数の増減を記載してございますが、前回の調査から約2,000局減少してございます。表の下には、文章でデジタル方式の増減を記載してございまして、デジタル方式につきましても約200局程度減少してございます。こちらは3つ、市町村防災行政無線、タクシー無線、地域振興用MCAと御説明いたしましたでしたが、いずれも他システムを含めまして、移行、代替が進んでいることが伺えます。

続きまして、87ページ目の④でございまして、先ほど申し上げましたとおり、こちらは、アクションプランの直接の対象とはなつてございませんでしたので、あくまでも調査結果に対する評価分析としてでございます。④の公共業務用ヘリテレ連絡用（400MHz帯）の今後の予定につきまして、増減の予定なしが9割程度、また、増加予定と減少・廃止予定がそれぞれ5%程度で、今後も横ばいとなることが予想されます。

⑤の気象援助用無線（400MHz帯）も同様でございまして、免許人は3者しかございませんが、そのうち2者は増減の予定なしとなっております。こちらも横ばいとなることが予想されます。

次の88ページ⑥の防災相互波（400MHz帯）は、8割程度が増減の予定なしとなっております。89ページに赤枠で囲っておりますが、こちらも先ほどの150MHz帯と同様に、割合は少々低いですが、デジタル、あるいは移行・代替の課題としましては、他の相手方との調整が必要という点で共通のものとなっております。

その下の⑦のアマチュア無線は、ほかの帯域も含めまして、増減を下に表でお示ししてございます。MF帯を除きまして、それぞれ免許人数、あるいは無線局数ともに2年間で1万から2万程度減少してございます。

続きまして、90ページのウでございますが、前回の評価におきまして、デジタル特定ラジオマイクの利用効率向上のためのチャンネルリストの検討の推進を記載してございました。その状況を確認したところ、今年度前半にリストを公表できる見込みとのことでもございました。

次、エでございますが、こちらは、周波数の使用期限が定められているものへの対応状況でございます。表に示すとおり、350MHz帯、400MHz帯のアナログ方式の簡易無線につきましては、周波数の使用期限が令和6年11月末までとなつてございました。調査時点においても大きく減少している一方で、デジタル方式が大きく増加ということで、デジタル方式への移行が進んでいることが確認できました。

90ページの下のおでございまして、新たな無線システムへの需要に対する対応につきまして、1点目は、地上波4K放送を実現するための技術基準の制度整備を令和6年5月に行っているということでございます。2点目は、アマチュア無線との共用のお話でございまして、国際的な周波数の協調ということで、アマチュア無線との共用検討を行いまして、433MHz帯にタイヤ空気圧モニタ、リモートキーレスエントリを導入する制度整備が令和7年の2月に行われてございます。

続きまして、最後、評価となりまして、93ページに、本周波数区分の評価がございまして、簡潔に申し上げますと、本周波数区分は、移動通信に適した特性により、簡易無線、タクシー無線、地デジほか、様々なシステムに利用されております。本周波数区分における無線局数はアナログ方式の簡易無線やアマチュア無線、タクシーデジタル無線など大きく減少。他方、大きく増加してい

るのがデジタル方式の簡易無線であり、アクションプランの取組によりまして、アナログ方式の周波数使用期限を前にして、簡易無線のデジタル化が急速に進められました。市町村防災行政無線につきましては、都道府県防災行政無線と同様に、デジタル方式以外にも携帯電話・IP無線など他システムへの代替・移行の可能性が示されました。また、防災相互波は、公共業務用無線局の検討状況を見ながら、移行・代替の検討を促進することが求められると記載してございます。また、アナログ方式のタクシー無線、地域振興用MCAはデジタル化や他システムへの移行・代替が進んでおり、特定ラジオマイクについては、利用効率向上に資するチャンネルリストの策定の取組が取られているなど、おおむねアクションプランの取組が着実に遂行されていることが確認され、本周波数区分は電波の有効利用が一定程度行われているということを書いてございます。

続きまして、更なる電波の有効利用の促進に向けた提言といたしまして、まず、1ポツ目でございますが、タクシー無線、地域振興用MCA、防災行政無線などの自営系無線ではデジタル方式も減少傾向がうかがえ、携帯電話など他システムへの移行が進むことが予想されます。これまで自営無線につきましては目的や用途により分類して使用周波数が設定されてきましたが、通信サービス等への移行が進むことを想定すれば、中長期的な整理、再編の検討が必要と考えられます。よって今後、デジタル方式、あるいはアナログ、デジタル問わず、システム全体の無線局数が減少しているものについては、減少傾向や移行状況、移行予定などを把握して、中長期的に整理、再編の検討を進めていくべきであるとしてございます。

続いて、2ポツ目、他システムへの移行・代替の検討に当たっては、特に公共業務用無線局について、通信サービスに依存することのデメリットもあると考えられまして、自営無線と通信サービスの活用のバランスが重要であること

に留意としてございます。加えて、アマチュア無線は約30年前のピーク時の4分の1ほどまでに減少しておりまして、ワイヤレス人材の育成の取組は引き続き進めるとともに、周波数の国際的な利用動向等を踏まえまして、将来的な割当ての見直しや更なる共用の促進の検討を進める必要があるとしてございます。

最後に、調査手法に関しまして、期待した回答が得られるよう、質問の趣旨を明確にしなが、回答選択肢を類型化、必要最小限とするなど工夫が必要であるとしてございます。

長くなりましたが、以上で周波数区分ごとの評価の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西村部会長 御説明どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、3区分に分かれて調査結果の御説明を受けましたので、それぞれ区切って御質問、御意見等、頂戴できればと存じます。それでは、まず、資料46-2の40ページ目からの1つ目の区分、50MHz以下については、いかがでございましょうか。何か特に、御質問、御意見等ございますでしょうか。

若林先生、よろしくお願いいたします。

○若林特別委員 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。

内容には異論が全くないのですが、細かい文言のところでは意見がございまして、今出している47ページの一番下のポツです。上から2行目なのですが、「電波利用のメリットは通信速度のみではない」というところは、多分電波利用のメリットは通信速度の速さのみではない、あるいは、電波利用のメリットは通信速度に比例して増加するのみではないとか、もう少し何か言葉を補っていただくとより分かりやすいと思いました。細かい点で失礼いたします。

○柏崎幹事 承知いたしました。もう少し分かりやすく、こちら修文をさせていただきますと思います。ありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございます。1つ目の区分、50MHz以下でございますが、ほかに何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

あとで3区分全体を通じまして、御意見、御質問等も確認させていただければと思っておりますので、まずは50MHz以下につきましては、以上で区切らせていただければと思います。

続きまして、資料46-2の48ページ目からの2つ目の区分でございますが、50MHz超222MHz以下については、御質問、御意見等いかがでございますでしょうか。

○石山特別委員 石山ですが、よろしいでしょうか。

○西村部会長 お願いいたします。

○石山特別委員 細かい調査をしていただきまして、大変ありがとうございます。それに対する評価内容も大変適切であると思えます。

評価内容に関してではなく恐縮なのですが、次回の調査に向けて御検討いただきたいと思えた点がございます。3区分だけに限った話ではないかもしれませんが、市町村防災行政無線のところでもありましたが、デジタルへの移行の課題としてコストの問題があがっておりました。その中身ですが、コストの問題の中身です。今使っているアナログ機器をデジタル機器に買い換える予算がありませんというのは、やむを得ない話だと思っておりますが、今使っているアナログ機器もいつかは買換え時期、入替え時期が来ると思います。そのタイミングのときに、もう一度アナログ機器を整備するつもりなのか、それともデジタル機器を整備してくださるのか、その予定は多分今回の調査には入ってなかったと思うのですが、それを入れてみてはどうかと思えました。

つまり、デジタル方式に移行したいのだけど、今は予算がないので、機器入

替えの際にデジタルに移行しますということは大変素晴らしいことですが、もしデジタル方式には問題があるので、アナログ機器からアナログ機器に入れ替えるつもりであるという御意見の場合は、その中身をもっと詳しく伺う必要があると思ったわけです。ですので、調査を細かくしてしまうようで大変恐縮なのですが、検討いただければと思いました。

私から以上です。

○柏崎幹事 ありがとうございます。いただいた御指摘は、デジタル化に向けての検討におきまして、非常に重要なポイントかと存じますので、こういった形で調査が可能か、総務省側と検討しながら進めてまいりたいと思います。

○石山特別委員 よろしくお願ひいたします。

○西村部会長 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○笹瀬代理 笹瀬です。説明どうもありがとうございました。非常によく書けていると思います。

1点だけ、67ページのところを開けていただけますか。ここで、この前の審議会等で話があった、V-Low帯域に関して、これで95MHzから99MHzまでの4MHz幅に関しては、FM放送用に割り当てるとということが適当だということはいいのですが、この帯域は108MHzまであって、後の総論のところ、評価のところの71ページを見ると、V-High帯域に関しては、これから拡張なり、IoT通信で使うので、利用者の求めるスペックに対するコスト見合いも考慮した検討が必要だと書いてあるのですが、実はV-Lowに関しては、海外では108MHzまでFM放送として使えるわけです。今回、4MHz幅拡張したのですが、ひょっとしたらもっと拡張する可能性もあるわけで、私からの願ひとしては、ここに書く必要はないかもしれませんが、ぜひ周知いただきたいのは、受信機を買い換える、つまり車なり、もしくはFMラジオを買い換えるということは、この周波数幅が増えたからといってそれで

買い換える人はいないと思うので、逆に言うと、今まで聞けない周波数帯でFMラジオのサービスをされても利用度は非常に低いです。ですから、そういう面でメーカーの方に、もしこういうFM放送、FM受信機を新しく作る場合に関しては、今回拡張した4MHz幅だけではなく、できれば海外でも使えるような108MHzまで対応していただくと、総務省の今後の施策で、V-Low帯域でFM放送の拡張を使うということになった場合にすぐに使えると。受信機を買うときに買い換える人は、車ならしようなないかもしれませんが、これも長い目で見るとコストですね。そういう対応ができるようにしていただくと、V-Low帯域がより使い勝手がよくなるという気がいたします。

もちろん、デジタル方式を別に導入する可能性があるなら仕方ないのですが、海外の動向を見ると、この周波数帯はそんなに広くもないですし、AMからFMの転換が起こるとなった場合に、さらに需要が増える可能性もあるので、そういう意味では今回、4MHz幅だけ拡張するのは非常にリーズナブルなのですが、長い目で見るともう少し増える可能性もあるので、ぜひそういうことを報告書以外のところで、総務省として、メーカーに何か指導していただくとありがたいと個人的には思います。

以上です。

○柏崎幹事 御指摘ありがとうございます。まさに国際調和にも関わる話かと思しますので、また、コストへの対応ということでも、少し先を見て、受信機のほうも想定するということで、こちら、議事録としてしっかり残していきたいと思えます。ありがとうございます。

○西村部会長 笹瀬先生ありがとうございました。そのほか、2つ目の区分につきまして、何かございますでしょうか。

○池永特別委員 池永です。よろしいでしょうか。

○西村部会長 よろしく願いいたします。

○池永特別委員 記載されている内容、それからまとめに関しては問題ないと思うのですが、49ページで、帯表を見せていただきたいんですが、V-Low、V-Highに関しまして、私も質問なのですが、V-Lowに関しては95MHzから108MHz、ここは今、更地になっている部分ですので、この利用の検討が進められているというのは非常に分かりやすいのですが、V-Highは170MHzから222MHzとなっていて、既に205MHzまでの部分は公共業務用ということで割り当てられている部分なのですが、V-Highでの見直し、それから、今後の利活用に向けた取組という点では、今ここに割り当てられている公共業務用の無線の拡張と、更地になっている部分の利活用という形の両方が進められていると理解してよろしいでしょうか。

○柏崎幹事 御指摘のとおりでございます。公共ブロードバンドの周波数拡張ということと、IoTのほうは、ガードバンドを利用するという事になってございますので、占有する帯域は隙間を縫ってということになるかと思いますが、御指摘のとおり、両方検討が進められているというところでございます。

○池永特別委員 そういう意味では、今既に割り当てられている公共業務用のブロードバンドの部分で、帯域拡張の希望、要望があるというように理解してよろしいですか。

○柏崎幹事 はい、ニーズとしてはございます。

○池永特別委員 そういことですね。分かりました。

170MHzから222MHzまで、全体をどのように使うかということについて今、検討が進められているということですね。

○柏崎幹事 御認識のとおりでございます。

○池永特別委員 分かりました。ありがとうございます。記載の文面に関しては、特に問題ないと思います。ありがとうございます。

○柏崎幹事 ありがとうございます。

○西村部会長 池永先生、ありがとうございます。そのほか、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○眞田特別委員 すいません、眞田です。

○西村部会長 よろしく願いいたします。

○眞田特別委員 非常に細かい話で恐縮なのですが、61ページの真ん中の四角で囲っているところの3行目で、19者が8.5%に対応するのと、5行目が同じ19者なのですが51.4%に対応するという違いは、有効回答数が違うという理解でよろしいですか。

○柏崎幹事 母数が異なっておりまして、こちらは、8.5%、19者が減少予定で、この19者に8.1%の18者が廃止予定としてプラスされ、19足す18が母数となってございまして、そのうち19者が分子となりますので、51.4%となります。

○眞田特別委員 分かりました。63ページの真ん中には有効回答数何者と書いてあり、それに対して割合が書いてあるのですが、フォーマットを統一したほうが良いのかなと思いました。つまり、有効回答数が変わる場合には、回答数が幾つかを記載しておいたほうが誤解ないと思いました。

○柏崎幹事 承知いたしました。割合を書くときには、どこかで有効回答数が参照できるような形で注記させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○眞田特別委員 よろしく願い申し上げます。

○西村部会長 眞田先生、ありがとうございます。そのほか何かございますでしょうか。

それでは、最後に資料46-2の72ページ目から3つ目の区分でございまして、222MHz超714MHz以下については、いかがでございましょうか。

○池永特別委員 池永です。よろしいでしょうか。

○西村部会長 池永先生、よろしく願いいたします。

○池永特別委員 90ページの部分なのですが、433MHz帯のところで、今後の話になると思うのですが、タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリーという記述がありまして、非常に細かな用途別に分けられているという印象を持ったのですが、これに関しては、例えば周波数帯を割当てするときに、このように細かく用途を分ける理由は何かあるのでしょうか。

例えば、少し思いましたのは、特定小電力無線の場合はテレメータ、テレコントロール、データ伝送のように非常に大まかな分け方がされているのですが、例えば車両でこれからIoTのようなイメージでたくさんのデータが伝送されるようになってきたとき、タイヤ空気圧モニタ以外のものも今後出てくるように思うのですが、そのような場合に、個別に用途を区分すると思うと、少し大変なのではないかと思ひまして、この辺りの状況はいかがでしょうか。

○柏崎幹事 ありがとうございます。私の認識で、もしこれからの御説明で後ほど修正が必要な場合は、また別途、訂正させていただきますが、こちらのタイヤ空気圧モニタも、恐らくテレメータ、テレコントロール用の特定小電力無線局になっているかと考えております。

技術規格的には、ある程度「使い方」の問題は議論として出てくるかもしれませんが、基本的には、規格の範囲内で収まっていれば、ある程度柔軟には対応できる余地はあるかなとは考えているところでございます。

○池永特別委員 気にしているのは、この部会としましては、例えばこういう用途別に評価とか利用状況の調査をすることになるのか、それとももっと大枠の項目で調査されることになるのかというのが気になったのですが、今例えばタイヤ空気圧モニタという用途が出てきても、調査としては、こういうのを個別に調査するわけではないという理解でよろしいですか。

○柏崎幹事　そうですね。こちらのタイヤ空気圧モニタは免許不要局になりますので、免許局ではございませんので詳細な調査は難しいと。基本的には、免許不要局の枠組での調査になるかと思えます。

○池永特別委員　分かりました。承知しました。

今ここで挙げられているものも基本的には免許不要局の範囲に入るもので、調査もその範囲で行われるということで承知しました。ありがとうございます。

○柏崎幹事　こちら、免許不要局の枠組みでの調査ということになります。

○池永特別委員　分かりました。ありがとうございます。

○吉田課長　総務省吉田でございます。どの粒度で評価していくのかの枠組みについては、柏崎幹事から今申し上げたとおりかと思えます。

他方で、この部分の記載につきましては、かなり国際的なニーズ等もありまして、タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリの導入につきましては、総務省が取組を進めてきたところでございますので、新たな需要に対する取組ということで御紹介をさせていただくという趣旨もございまして、入れさせていただいたので、その点、御理解いただければと思えます。

ただ、御指摘の点につきましては、もう一度改めて事務局でも、枠組みについては、そのようなものであるということは確認を原課にさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○池永特別委員　御説明ありがとうございます。このような内容で記載されることに関しましては、全く問題ないと思えます。

○吉田課長　ありがとうございます。

○西村部会長　ありがとうございました。そのほか、3つ目の区分につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

○中野特別委員　中野ですが、よろしいでしょうか。

○西村部会長　よろしく願いいたします。

○中野特別委員 私からは防災相互波のところ、複数の防災機関の間で通信するために使われているので、それぞれの機関の事情があり、移行や代替がなかなか進まないといったことが書かれていたと思いますが、そこに関しては、どこかが主導しないとあまり進まない可能性もあると思いますが、その辺り、総務省側のアプローチとかはどうなっているのか、少々お伺いさせていただければと思います。

○柏崎幹事 ありがとうございます。御指摘いただいた防災相互波につきましては、次に御説明いたします公共業務用の評価の方に具体的に記載してございまして、非常通信協議会という、防災機関が集まった組織があり、総務省が事務局となっております。その非常通信協議会で、防災相互波の代替システムといたしましては、公共安全モバイルシステム、これを候補として、主に国の機関のほう为主导となって検討が進められているということでございます。

○中野特別委員 御説明どうもありがとうございます。

あと、一番最後のページのところで国際的な動向を追ってというようなお話があったかと思うのですが、その辺り何か国際的に動きそうなところがあったりはされるのでしょうか。最終的に有効利用のために、最後の段落に国際的な動向も含めて検討されたいとあったと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○柏崎幹事 今回の対象周波数帯で、直近で国際的な動向を踏まえて対応しているシステムについては、既に評価案に記載されているもの以外では、すぐには思いつかないところではございますが、もう少し高い周波数帯ですと、V 2 Xとか、無線LANの6GHz帯の周波数拡張などが国際的な動向を踏まえての検討ということになっております。すぐに思い浮かばず、申し訳ございません。

○中野特別委員 3区分あったので、3区分全部に入っているのかと思い質問させていただきましたが、お話がなかったものでどうなっているのかと思い伺い

ました。そういう意味では、あまり動きのないところということで了解いたしました。どうもありがとうございます。

○柏崎幹事 ありがとうございます。

○中野特別委員 以上です。

○西村部会長 中野先生、ありがとうございます。そのほか、3つ目の区分につきまして、ございますでしょうか。あるいは、全体を通じまして御質問、御意見等ございますでしょうか。

恐縮ですけれども、順番にお伺いさせて、確認をさせていただければと存じますが、笹瀬部会長代理、いかがでございましょうか。

○笹瀬代理 特にございません。どうもありがとうございました。

○西村部会長 池永特別委員、いかがでございましょうか。

○池永特別委員 特に問題ございません。コメント等ございません。ありがとうございます。

○西村部会長 石山特別委員、いかがでございましょうか。

○石山特別委員 これで問題ございません。ありがとうございました。

○西村部会長 眞田特別委員、いかがでございましょうか。

○眞田特別委員 特にコメントはございません。ありがとうございます。

○西村部会長 中野特別委員、よろしく願いいたします。

○中野特別委員 特にコメントございません。どうもありがとうございます。

○西村部会長 若林特別委員、いかがでございましょうか。

○若林特別委員 ありがとうございます。全体として適切だと思います。特に追加のコメントはございません。ありがとうございます。

○西村部会長 貴重な先生方からの御意見を賜りまして、ありがとうございます。本日の議論を踏まえまして、修正が必要な点、修文等を事務局で作成いただきまして、構成員の先生方には、改めて御確認をお願いできればと思っ

おります。また、もし追加での修正等が御意見等、あるいは質問等ございましたら、事務局までメールにてお送りいただければと思っております。

また、本日、事務局から説明がありました細かい修正点につきましても、次回を取りまとめの際でございますけれども、反映して御説明いただきたいと考えております。そして、評価結果（案）の全体につきましては、次回6月の部会におきまして、取りまとめという形で行いたいと考えております。よろしくお願いたします。非常に活発な御議論、ありがとうございました。

（3）令和6年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果に関する評価結果（案）

○西村部会長 それでは、続きまして、議事の3つ目、令和6年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果に関する評価結果（案）につきまして、事務局より御説明をお願い申し上げます。

○柏崎幹事 事務局でございます。それでは、資料46-3に基づきまして、公共業務用無線局の評価結果（案）を御説明いたします。

まず、投影しております2ページ目、こちら、令和3年度に設定されました調査対象といたしまして、他の用途での需要が顕在しているシステムと、アナログ方式を使うシステム、これらに分けられて掲載してございます。

【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】

早速でございますが、4ページ目でございます。他の需要が顕在化しているシステムということで、評価結果（案）のまとめを一覧で記載してございます。今回の評価の時点では、無線システムを使っている免許人側での対応というよりは、全体的に総務省側での制度的な対応が求められておりまして、その検討の進捗状況を中心に評価を記載してございます。

では、個別に御説明いたします。まず、6ページ目でございますが、こちらは5GHz帯無線アクセスシステムでございます。デジタル変革時代の電波政策懇談会での状況といたしまして、他の用途での需要は5Gに需要があると、また、方向性としましては、廃止ということが示されておりました。

7ページ目でございますが、免許人は1者、無線局数は17局ですが、特段変更はございません。赤枠で囲っておりますが、今回の調査により本システムの廃止の必要性というものを免許人は認識しているものの、有益なシステムということで増やすことも検討しているという状況でございました。

8ページ目に進捗がございまして、総務省におきまして、令和6年12月に5Gへの割当てを行いました。また、本システムの新規開設の期限を今年度末まで、また周波数の使用期限を令和18年の3月31日まで、さらに移行費用の負担を携帯電話事業者が負担して移行を促進する、終了促進措置の制度整備が行われまして、5Gへの周波数割当てと、移行に向けた制度が整ったこととなります。

9ページ目には、評価としまして、そのような状況を記載しておりまして、最後に、他システムへの代替に向けた検討状況について調査を行うことが適当ということで、今後のことを記載してございます。

続きまして、10ページ、こちらは5GHz帯の気象レーダーでございます。懇談会におきまして、他の需要として無線LAN、また、方向性としては周波数の共用が示されてございます。免許人は2者ございまして、無線局数は55局となっております。

12ページ目に状況が記載してございますが、こちらは、実は当初予定されておりました検討は完了しているということでございます。ただ、その後の状況といたしまして、令和6年12月に情報通信審議会から出された共用条件を踏まえまして、令和7年の4月に無線LANの上空利用に関する制度化を施行

済みとなってございます。つまり、上空利用の共用条件が拡大したという状況にございます。また、アクションプランにおきましては、固体素子型への更新状況について調査を行うとされているところでございます。

13ページから14ページに評価として、これらの状況を記載しております。最後に、総務省において気象レーダーの更新予定の最新状況を調査報告いただきたいということで記載してございます。

続きまして、(3)の6.5GHz帯のマイクロ固定通信、15ページ目でございます。こちらも懇談会のほうで無線LANに需要があるということで、方向性としては周波数共用となっております。その対応状況でございますが、令和6年10月に情報通信審議会において、アドホックグループが設置されて検討が進められているということでございますので、令和6年の10月より検討を開始したことが確認されました。また、アクションプランにおきましては、共用だけでなくマイクロ固定の高度化の検討ということも記載されてございますので、今投影しております赤枠のところでございますが、高度化の検討状況といたしましては、情報通信審議会での意見募集を実施しておりまして、今年度中に制度整備を行う予定ということでございます。

こういった状況を踏まえまして、評価ですが、最後の部分におきまして、令和7年度中をめどに、着実に技術的条件を策定するとともに、引き続き利用状況について調査を行うことが適当、また、さらなる高度化に向けた技術検討が進められており、その検討状況を注視していくこととしたいとしてございます。

続きまして、38GHz帯のFWAは、5Gへの需要があるということで方向性としては周波数共用となっております。20ページ目にその後の進捗、検討状況といたしまして、情報通信審議会の報告案の意見募集を実施しており、共用の可能性が高いという状況にございます。

22ページ目に評価として、これらの状況を記載しておりまして、最後に、

引き続き本システムの利用状況調査を行うことが適当としてございます。

【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】

以上が、他の需要がある5システムでございますが、基本的に冒頭申し上げたとおり、総務省での検討状況が進んでいるということでございます。

続きまして、アナログ方式のシステムでございます。こちら15システムが対象となっておりますが、昨年の評価におきまして、進捗の定量化を課題としてございました。このため、今回、令和3年度の無線局数からどれだけ移行が進んだかというものを進捗率として、表の真ん中の辺に数字で記載してございます。移行が完了いたしますと100%となります。ただし、現時点で移行や代替先のシステムの候補が明確に存在しない、そういったようなものにつきましては、「—」として傍線でお示ししてございます。

まず、ざっと俯瞰いたしますと(1)の路側通信、(2)のテレメータ、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】こういったものは、昨年度よりも進捗率が増加しておりますので、それらについては、令和6年度の進捗のところに代替が進展、あるいは廃止が進展、もしくはデジタル化が進展といったように記載してございます。(11)のヘリテレ画像伝送も若干進展はしてございます。

では、個別の御説明となります。30ページでございますが、MF帯の路側通信、こちらにつきましては、方向性としてはデジタル化ということになってございます。その進捗状況が31ページから32ページ目に調査結果として記載してございます。調査結果といたしましては、無線局数は減少していると。ただ、今後の予定としては、移行・代替・廃止の予定はなし、理由は、検討中ということでございます。これらの調査の結果の状況を踏まえまして、33ページに評価としてございますが、最後に、府省庁と連携して、今年度末までをめどに方向性の検討を着実にを行い、何が課題となっているかを調査することが

適当であると記載させていただいております。

34ページ、公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）でございます。方向性は廃止となっております。また、35から36ページ目にかかまして、調査結果といたしましては、無線局数は減少しているということと、今後の予定、今投影しております真ん中の小さい赤枠にございますが、減少予定が75%、また、その理由につきましては、他システムへの移行・代替予定のためとなっております。こういった調査の状況を踏まえました評価といたしまして、37ページでございますが、評価のところの最後に、引き続き廃止の進捗を調査することが適当ということで記載しております。

続きまして、38ページ目は公共業務用テレメータのうち、災害対策・水防事務のものでございます。方向性としましては、デジタル化ということでございます。ただ、こちらにつきましては、対応するデジタル方式がまだないという状況でございます。このため、40ページ目に記載しておりますが、令和6年度まで総務省で技術試験事務を実施しまして、その結果を基に、令和7年度に情報通信審議会における検討を開始するという状況でございます。また、総務省から関係府省庁へ、機器更新の機会を捉えてのデジタル化に関する依頼文書を令和7年度に発出しております。ですので、こちらはまだ対応するデジタル方式が総務省側で検討中という状況でございます。

以上の状況を踏まえて、41ページの評価でございますが、最後に情報通信審議会における検討を進め、引き続き利用状況を調査、また、移行方針に係る検討を期待ということで記載しております。

こちらと同じ状況にありますのが、この後、同様のシステムがございまして、続く水防用（60MHz帯、150MHz帯）、災害対策・水防用無線（60MHz帯）、また、公共業務用ヘリテレ連絡用、気象援助用無線（400MHz帯）も同様の状況にございますので、こちらは御説明のほうも割愛させていただき

たいと思います。

ページが飛びまして、51ページ目の部内通信でございます。方向性としてはデジタル化等、また、52から53ページ目に状況を記載してございます。調査結果としましては、移行は特段進んではございませんが、当該府省庁におきまして、公共安全モバイルシステムへの代替を検討中ということでございます。53ページ目。画面に投影しております上側の赤枠内に記載してございますが、この府省庁におきまして、令和6年度に公共安全モバイルシステムの実証試験を実施しており、その結果を踏まえて、移行・代替の検討を進めているという状況でございます。こういった状況を踏まえまして、評価のところ、54ページでございますが、最後に、関係府省庁と連携しまして、実証試験の結果を把握し、公共安全モバイルシステムへの代替に向けた検討を早期に推進することが適当ということで記載してございます。

続きまして、石油備蓄（150MHz帯）、55ページ目でございます。こちらでも方向性としてはデジタル化等、また、取組状況が56ページから57ページ目にかけて記載してございます。こちらでも増減なしということで、免許人数、無線局数ともに増減なしとなっております。また、57ページ目の1つ目の赤枠内でございますが、状況を確認したところ、おおむね10年以内と見込まれる更新時期を念頭にデジタル化するという方向性ということでございます。ここにつきましては、総務省が移行するメリットを伝えるなど、サポートを行っていくということでお話がございました。このような状況を踏まえまして、58ページ目に評価としてございますが、最後の部分に、引き続き免許人に対して移行・代替のメリット等を周知するとともに、デジタル化の進捗を調査することが適当と記載してございます。

続きまして、59ページ、こちらは、防災関係機関相互の通信で用いられる防災相互波でございます。こちら、先ほど御指摘いただきました複数のいろいろ

るな組織の間で通信をするための周波数となっておりまして、方向性としてデジタル化等ということもございます。こちらも状況といたしましては、免許人数は増減なしですが、無線局数はわずかに増加してございます。2局ほど増加してございます。免許人、府省庁が複数ございまして、幾つか府省庁ごとに状況が異なるということで、61ページ目に記載してございます。災害時等の可用性について課題としているところが多くございます。61ページの、投影してございます3つ目の赤枠内でございます。アクションプランでは、防災相互波に関しまして、防災機関で構成されます非常通信協議会において公共安全モバイルシステムでの代替可能性を含めて、利用状況等の調査を行うということが記載されてございます。

おさらいでございますが、公共安全モバイルシステムとは何かでございますが、これは、端的に言えば携帯電話のMVNOのようなもので、携帯電話端末を使った通信システムということでございます。ですので、先ほどの課題となっておりました災害時の可用性というのは、災害時の携帯電話の無線区間における通信が大丈夫かというところで、ユースケースにマッチするか、そこが課題となります。先ほど申し上げたとおり、ある府省庁におきましては、令和6年度にこれの実証検証をやっているという状況でございます。

これを踏まえた評価でございますが、総務省においては関係府省庁と連携して、公共安全モバイルシステムの代替可能性の検討を早期に推進、引き続き利用状況について調査を行うことが適当。また、公共安全モバイルへの代替については、部内通信で述べたとおり、総務省は免許人である【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】における令和6年度の実証試験結果を把握する必要があると記載してございます。

続きまして、公共業務用ヘリテレ連絡用ですが、先ほどのシステムと技術試験、技術基準の検討状況が同様でございますので、御説明は割愛させていただきます。

きます。その次の気象援助用無線（400MHz帯）も、同様に総務省でデジタル方式の技術基準を検討中となっております。

ページが飛びまして、73ページでございます。15GHz帯ヘリテレ画像伝送、こちらも方針としましてはデジタル化等、また、状況としましては、若干局数が減少という状況でございます。ただ、減少でございますが、実は、こちら大きい赤枠内に記載してございますが、減少の内訳としては、3局減のほかに2局が増加でマイナス1局ということで、この増加の状況を確認したところ、アナログの受信機がまだ残存しており、アナログとデジタルの両用機を調達している状況。受信機のデジタル化が完了し次第、アナログを廃止する方針ということで、一定のデジタル化への方針が示されているような状況でございます。以上のような状況を踏まえまして、評価が77ページでございますが、府省庁と連絡してデジタル化、または他システムへの代替に向けた検討を行うとともに、引き続き代替の進捗及び課題を調査することが適当としてございます。

続きまして、78ページ目から不公表システムがございまして。

【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】

以上、少々長くなって申し訳ございませんが、公共の評価結果の案となっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西村部会長 詳細な説明ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、まずは、資料46-3の4ページ目からのいわゆる他需要、ほかに需要があるシステムについて、御意見、御質問等ございますでしょうか。あとで、また全体を通じまして御質問等があれば、お伺いできればと思いますが、まずは他需要のところは、まずはよろしいでしょうか。

それでしたら、続きまして、資料46-3の28ページ目からのアナログ方式を使っているシステムについては、いかがでございましょうか。

あるいは、全体を通じまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしく
お願いいたします。恐縮でございますけれども、順番にお伺いさせていただけ
ればと存じます。笹瀬部会長代理、いかがでございますでしょうか。

○笹瀬代理 どうもありがとうございます。よくまとまっていると思うので、
このままで結構でございます。特にコメントございません。よろしくお願いま
します。

○西村部会長 ありがとうございます。池永特別委員、よろしくお願いま
します。

○池永特別委員 私からも特にコメント等ございません。よくまとまっている
と思います。ありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございます。石山特別委員、よろしくお願いま
します。

○石山特別委員 適切な取りまとめだと思います。特にコメントはございま
せん。

○西村部会長 ありがとうございます。眞田特別委員、よろしくお願いま
します。

○眞田特別委員 私からも特にコメントはございません。御説明ありがとう
ございました。

○西村部会長 ありがとうございます。中野特別委員、よろしくお願いま
します。

○中野特別委員 私からも特にコメントはございません。説明どうもありが
とございました。

○西村部会長 ありがとうございます。若林特別委員、よろしくお願いま
します。

○若林特別委員 私からは39ページのところなのですが、これ以前御説明を

いただいていたら重複するかもしれませんが、対応するデジタル方式がなく、「代替可能なシステムがないため」ということで、今後検討していくという話だと思うのですが、39ページ、下から2番目の四角の少し上に、無線局が減少しているものについて、その理由として、「他の電波利用システムへ移行・代替予定のため」と書いてあるので、移行できるものもあるけれども、代替可能なシステムがないものもあるということと、この違いは何だったのでしょうか。用途が少し微妙に違うとか機器が違うとか、そういうことだったのでしょうか。

○柏崎幹事 ありがとうございます。こちらのテレメータはデジタル方式の技術的条件を検討しているような状況がございますが、同じシステムの中でも、例えば設置場所、通信距離であったり、あるいは伝送するデータ量であったり、テレメータですと基本的には365日間、ほぼ24時間通信しているような状況にあるかと思いますが、そういったユースケースが、場合によっては一つの免許人の中でも使っている場所やデータ量とか、そういった個々の無線局単位で見たときに、この部分では別なシステムへの置き換え、あるいは携帯電話のエリアに収まっていて携帯電話で置き換えができるなどという状況が考えられます。部分部分で、他システムへ移行や代替が進んでいると、そういった状況が考えられます。

○若林特別委員 分かりました。ありがとうございます。事情が分からない方がこれを読むと、他システムにも移行できているのに代替可能なシステムがないというのはどういうことだろうと思われるので、この辺、何らかの補足等があればより分かりやすいと、そういう趣旨でお伺いしました。

中身については、全く異論はございません。

○柏崎幹事 ありがとうございます。これはまさに先ほどの周波数区分ごとの評価における最後の提言の、自営と通信サービスのバランスというところに関係してくるかと思ひまして、携帯電話のエリア、あるいは光ファイバー、そう

いったところが、エリア化されていて使えるような状況であれば、それが使えるけれども、こういったテレメータですと山の中であったり、携帯電話のエリアや光ファイバーが来ないような状況、そういったところはどうしても通信サービスで代替することが難しいということで、自営無線として残っていくところ、そこは、デジタルの方式がないとすれば、他システムへの移行はなかなか難しいような状況と捉えております。今御指摘いただいたような、誤解がないような表現ぶりの修正を検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○若林特別委員 ありがとうございます。

○西村部会長 若林先生、御指摘ありがとうございました。

そうしますと、おおむね、事務局で御提案いただきました、作成いただきました案に御賛同いただいたものと思えますけれども、冒頭事務局のほうからも表の番号の割り振りの修正もごさいますし、直近の若林先生からの御指摘に対する補足的な説明の可能性というのもごさいます。

本日の議論を踏まえて修正が必要な部分に関しましては、修正を事務局のほうで作成いただきまして、改めて構成員の先生方には御確認をお願いできればと存じます。また、もし追加的な御質問、あるいは修正等の御意見がございましたら、事務局までメールでお送りいただければと思っております。

これらの評価結果（案）の全体につきましては、次回6月の部会におきまして、取りまとめを行いたいと考えております。活発な御議論、ありがとうございました。

（４）令和6年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz以下の周波数帯）の調査結果のうち総合通信局ごとの調査結果

○西村部会長 続きまして、議事の4番目の調査結果報告につきまして、総務省からの報告を予定しております。事務局におかれましては、総務省関係者の皆様に入室するよう御連絡をお願いいたします。

○柏崎幹事 承知いたしました。それでは、総務省入室まで少々お待ちいただければと思います。

では、総務省関係者の入室を確認いたしましたので、西村部会長、議事の進行をよろしくをお願いいたします。

○西村部会長 承知いたしました。

それでは、議事の4番目、令和6年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz以下の周波数帯）の調査結果のうち、総合通信局ごとの調査結果につきまして、総務省電波政策課の伊藤補佐より御説明をお願いいたします。

○伊藤補佐 電波政策課の伊藤でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

初めに、前回までに配布しておりました資料につきまして、3点ほど修正を御報告させていただきます。まず、資料46-4-2、1ページを御覧ください。

1点目、資料46-4-4として配布しております調査結果本誌の修正となります。本誌の第4章1節、4-1-105ページに掲載しております。北海道総合通信局222MHz超714MHz以下の周波数の利用状況のシステム別免許人数の推移の表につきまして、表の一部、1ページ分が重複してございましたため、重複していた表の削除を行っております。

2ページ目を御覧ください。2点目、同じく北海道総合通信局222MHz超714MHz以下の周波数の利用状況の修正となりまして、4-1-110ページに掲載しております調査票設問一覧の表一部がほかの総合通信局の表となっておりましたため、表の差し替えを行っております。

3 ページ目を御覧ください。3 点目、九州総合通信局 2 2 2 MHz 超 7 1 4 MHz 以下の周波数の利用状況の修正となりまして、4 - 1 0 - 1 1 3 ページに掲載しております、調査票設問一覧の表一部がほかの総合通信局の表となっておりますため、表の差し替えを行っております。

なお、いずれの修正におきましても、評価に向けた御議論に影響が生じるようなものではございませんが、訂正につきまして、大変申し訳ございません。

続きまして、報告事項、令和 6 年度電波の利用状況調査（各種無線システム・7 1 4 MHz 以下の周波数帯）の総合通信局等の結果について御説明をいたします。資料 4 6 - 4 - 1、表紙に本日の御説明内容と記載のある資料、こちらの 2 ページ目を御覧ください。今回の有効利用評価部会では、赤枠で囲っております総合通信局等の結果について御説明いたします。より詳細な結果につきましては、資料 4 6 - 4 - 4 として配布しております調査結果本誌の第 4 章に掲載しておりますので、適宜御参照ください。

それでは、資料変わりました、資料 4 6 - 4 - 3、別冊 3、総合通信局等、2 ページ目を御覧ください。各総合通信局等における無線局の推移についてですが、1 0 総合通信局に関しましては、全国と同様に無線局が減少しております。沖縄総合通信事務所は唯一、無線局が増加しており、全国と異なる傾向となっております。また、無線局数につきましては、いずれの年度におきましても関東局が最も多く、次いで近畿局が多くなっておりまして、割合としては、関東局が 3 3. 9 % を占めており、近畿局が 1 3. 6 % を占めております。

3 ページ目を御覧ください。周波数区分ごとの各総合通信局等における無線局の推移は 5 0 MHz 以下、及び 5 0 MHz 超 2 2 2 MHz 以下は全ての総合通信局等が全国同様に減少しておりますが、2 2 2 MHz 超 7 1 4 MHz 以下につきましては、北海道局及び沖縄事務所において無線局数が増加しており、全国とは異なる傾向となっております。

まず、北海道局に関しましては、市町村防災行政デジタル無線 2 6 0 MHz 帯、アナログとデジタルの列車無線 4 0 0 MHz 帯等、全国では減少傾向であるものの北海道局では増加しているシステムも存在しており、この増加数が多いことから、この区分においては増加傾向となっております。

次に、沖縄事務所に関しましては、簡易無線 4 0 0 MHz 帯等の減少に対し、デジタル簡易無線 3 5 0 MHz 帯が大幅に増加しておりまして、ほかの区分の減少を上回る増加となっていることから、この区分だけではなく、7 1 4 MHz 以下全体においても増加となっております。

4 ページ目を御覧ください。4 ページ目から 6 ページ目につきましては、周波数区分ごとに無線局数の増減が多い上位 1 0 システムを掲載しており、最も左の欄の全国と無線局数の増減傾向と異なる総合通信局等には緑の色づけを行っており、増減の差が大きいものは濃い色とさせていただいております。

5 ページ目を御覧ください。表 7 つ目のデジタル列車無線 1 5 0 MHz 帯（陸上移動局・携帯局）につきましては、九州局が全国の傾向が異なりますが、これは管轄内の鉄道会社が無線設備の更新のため、令和 4 年調査時に一時的に増やしていた無線局を廃止したため、無線局数が減少しております。

6 ページ目を御覧ください。表 8 つ目のアナログ列車無線 4 0 0 MHz 帯（陸上移動局・携帯局）につきましては、北海道、中国においてアナログ列車無線を使用している路線において、鉄道車両の導入があったため、全国の傾向と異なり無線局数が増加しております。9 つ目の市町村防災行政デジタル無線（2 6 0 MHz 帯）（陸上移動局・携帯局）につきましては、北海道におきまして、市町村防災行政デジタル無線 2 6 0 MHz 帯を新たに導入した自治体があったため、全国の傾向と異なり、無線局数が増加しております。

7 ページ目を御覧ください。7 ページ目から 1 8 ページ目では総合通信局ごとに無線局数の推移、全国の無線局数に占める割合等を掲載しております。一

例としまして、北海道局について記載項目について個別に説明をさせていただきます。上段から中段にかけて、無線局数の推移及び全国の無線局数に占める割合を記載しておりまして、北海道局の無線局数は全国の約7%を占めており、前回調査から2.1%、5,998局減少しております。周波数区分ごとの推移では222MHz超714MHz以下のみ全国と異なる傾向となっており、全国では1.2%、3万873局減少しておりますが、北海道局では0.3%、491局増加しております。増加理由につきましては、3ページで御説明させていただいたとおりとなります。そのほかの2つの区分に関しましては、全国同様に減少しております。

下段では、各電波利用システムの無線局数が周波数区分に占める割合が全国と異なるシステムを掲載しておりまして、北海道局では10システムを掲載させていただいております。一例としましては、消防用デジタル無線（260MHz帯）（固定局）は北海道局で554局あり、周波数区分に占める割合0.37%と全国比約10.2倍となっていることから、北海道局は割合として比較的消防用デジタル無線（260MHz帯）（固定局）が多い地域となっていることが分かります。以降のページでは、全国に占める割合及び前回調査からの増減についてのみ御紹介させていただければと思います。

8ページ目を御覧ください。東北局の無線局数は全国の8.8%、34万7,684局を占めておりまして、前回調査から3.6%、1万3,138局減少しております。

9ページ目を御覧ください。関東局の無線局数は全国の33.9%、134万2,540局を占めておりまして、前回調査から1.5%、1万9,932局減少しております。

10ページ目を御覧ください。信越局の無線局数は、全国の4.3%、16万9,744局を占めておりまして、前回調査から2.6%、4,512局減少して

おります。

11 ページ目を御覧ください。北陸局の無線局数は全国の2.3%、9万2,082局を占めておりまして、前回調査から2.2%、2,057局減少しております。

12 ページ目を御覧ください。東海局の無線局数は全国の10.9%、42万9,140局を占めておりまして、前回調査から4%、1万7,846局減少しております。

13 ページ目を御覧ください。近畿局の無線局数は全国の13.6%、53万8,415局を占めておりまして、前回の調査から2.6%、1万4,540局減少しております。

14 ページ目を御覧ください。中国局の無線局数は全国の5.7%、22万3,604局を占めておりまして、前回調査から2.9%、6,667局減少しております。

15 ページ目を御覧ください。四国局の無線局数は全国の3.7%、14万5,172局を占めておりまして、前回調査から3.3%、5,018局減少しております。

16 ページ目を御覧ください。九州局の無線局数は全国の約9%、35万6,771局を占めておりまして、前回調査から2%、7,299局減少しております。

17 ページ目を御覧ください。沖縄事務所の無線局数は全国の0.9%、3万5,058局を占めておりまして、前回調査から3.1%、1,053局増加しております。増加理由につきましては、3 ページ目で御説明をさせていただいたとおりとなります。

以上が、総合通信局等の御説明となります。御質問等々ございましたら、よろしくお願いたします。

○西村部会長 どうも御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。こちらも順番にお伺いできればと思っております。笹瀬部会長代理、いかがでございましょうか。

○笹瀬代理 どうも御説明ありがとうございました。今回の総合通信局ごとの調査の意味合いというのは、電波の利用の地域的な特徴の傾向を把握したり分析したりということがポイントだと思いますが、今回御説明いただいた3ページから6ページ目にあるような、各総合通信局の比較をまとめたもの、これは非常に有効だと思いますので、今後、本誌のほうにも調査結果として整理、掲載するという記載方向の見直しは御検討いただくとありがたいと思います。

それから、今は御説明ありませんでしたけども、資料の46-4-4、本誌にあるような各総合通信局の調査結果において、図表で全部表されていると思いますが、例えば、図表-北-4-1-2-6とか、かなり母数が少ないものもありますので、有効回答数が少ないようなものに関しては、分析できる情報もあまりないように思われますので、そういう記載に関しては多少見直していただいてよいという気がいたします。

以上です。

もう一度繰り返して言うと、増減傾向とか、それから年間発射日数とかいろいろあるのですが、こういうものがかなり、例えば、年間発射日数ですと、全国調査の図でいうと、3-41ページにある図表-全-3-2-2-10に相当するものに関しては、総合通信局ごとにすると母数がかなり少ないので、少ないものに関しては書かなくてもいいという気がいたします。

以上です。コメントいかがでしょうか。

○伊藤補佐 電波政策課、伊藤でございます。令和5年度調査、令和6年度調査と、先生方に御指摘、御協力、御指導などいただきまして進めてきました。

今回、私ども説明させていただいたのが3から6ページのような、総合通信局別のシステムの無線局数の増減傾向などの図表です。差異が見やすい形で分かりやすくまとめることができるようになってきているのではないかと我々も考えています。今回、御説明させていただいたような総通局ごとの差異が見えるようなまとめの作成など、総通局における調査結果については、より評価に資する方向で本誌に載せるといった調査結果のまとめ方をさらに検討したいと考えております。

総通局ごとの調査票調査の結果の図表につきましては、先生御指摘のとおりでして、有効回答数が1桁台のものも多くなっております。総通局ごとの調査票調査の結果の図表の基となる数値につきましては、別紙に全て記載して御報告させていただいておりますので、分析ができる情報が少ないものを、改めてこういった図表として作成する必要性もだんだん少なくなっていると感じておりますので、こちらも御指摘いただいたところですが、記載内容の見直しについて、検討させていただきたいと思っております。

御指摘ありがとうございます。

○笹瀬代理 どうも御回答ありがとうございました。どうぞよろしくお願いたします。以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。それでは、池永特別委員、お願いたします。

○池永特別委員 御説明ありがとうございました。私から特にコメントや修正のお願い等はございません。

先ほど笹瀬先生のほうから御質問あって、やり取りありました件は、実際に詳細な資料のほうは2,200ページを超える非常に膨大なものになってしまっていて、実際に総合通信局ごとの違いですとか傾向というのが分かるような資料の作成の部分に注力させていただいて、実際に分析しづらい部分は簡略化していく

というような方向でも問題ないように思いました。

以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。それでは、石山特別委員、よろしくお願いいたします。

○石山特別委員 私からも特に内容のコメントはございませんが、もう既にお二人の委員の先生から御議論になっておられますように、膨大なデータを取って、それをどのように整理するかということ、そして、どの辺まで詳細なデータを取る必要があるかということについても、本来の目的に立ち返って検討するのがよろしいのではないかと思いました。

以上でございます。

○西村部会長 ありがとうございます。眞田特別委員、よろしくお願いいたします。

○眞田特別委員 御説明ありがとうございます。私からも特にコメントはございません。どうもありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございます。中野特別委員、お願いいたします。

○中野特別委員 中野です。御説明どうもありがとうございます。非常に分かりやすい図表で理解できましたので、これで特に問題ないかと存じます。

○西村部会長 ありがとうございます。若林特別委員、お願いいたします。

○若林特別委員 御説明どうもありがとうございました。資料を見ながら説明をいただいて、大変各地の状況がよく分かりました。コメントなり修正なりということは特にございません。

先ほどの笹瀬先生の御質問の件につきましても、賛成でございます。

以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。そのほか何か追加的に御質問、御意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。も

し追加の御質問等がございましたら後日ですけれども、事務局までお送りいただければと思っております。

先ほど笹瀬部会長代理からも御提言いただきまして、ほかの先生方からも御賛同いただいたような今後の資料の取りまとめ、あるいは本誌の構成内容の検討ということをご希望を、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本件議事は終了といたします。伊藤補佐、どうも御説明、御回答ありがとうございました。

○伊藤補佐 ありがとうございました。

○西村部会長 それでは、総務省からの報告は以上となりますので、事務局におかれましては、総務省関係者の退席の御対応よろしくお願いいたします。

○柏崎幹事 承知いたしました。それでは、総務省関係者のほうは御退席をお願いいたします。少々お待ちくださいませ。

事務局でございます。退席を確認いたしましたので、西村部会長、よろしくお願いいたします。

閉 会

○西村部会長 承知いたしました。

それでは、本日の議事は以上となります。本日、総務省のほうから説明がございました総合通信局ごとの調査結果に関する評価案を含めまして、次回の部会におきましては、各種無線システム714MHz以下の周波数帯の調査結果に関する評価案、並びに公共業務用無線局の調査結果に関する評価案の全体取りまとめを行う予定でございますので、事務局のほうで御準備のほうをよろしくお願い申し上げます。

最後に、事務局から事務連絡等がございますでしょうか。よろしくお願いたします。

○柏崎幹事 事務局でございます。先ほど公共のところでは、申し忘れてしまいましたが、評価の最後に次回、総括といたしまして、取りまとめの評価のほうを追加させていただく予定ですので、事務局のほうで作成させていただきます。

では、事務連絡でございますが、まず、1点目、西村部会長からございました本日の議事案件につきまして、修正の御意見や追加の御質問等ございましたら、まず、議事1の評価方針の改定（案）につきましては、タイトで恐れ入りますが、5月19日、週明けの月曜日までにいただければと思います。再来週の26日に親会がございますため、期間を短くさせていただいております。ほかの評価結果（案）の議事案件につきましては、来週の21日、水曜日までをめぐり事務局までメールにていただけますようお願いいたします。

なお、先ほど評価方針の改定（案）につきましては、26日の電監審、親会で承認されましたら、総務省のホームページにおきまして、意見募集結果とともに公表予定となっております。

また、2点目、次回の部会につきましては、6月12日の木曜日、10時からを予定しております。

以上でございます。

○西村部会長 ありがとうございます。

1点追加的な御説明、それから2点事務連絡、頂戴いたしました。

それでは、本日も活発な御議論、それから今後につながる御提言を含めて御発言いただきありがとうございます。本日の有効利用評価部会を閉会したいと思います。

次回部会は、繰り返して恐縮ですが、6月12日木曜日、午前10時

からを予定しておりますので、引き続き先生方におかれましては、どうぞよろしく
しくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。それでは、失礼いたします。